

それ、本当にお得？

注文確定の前に契約内容をしっかり確認しましょう！

<相談事例1>

インターネットの広告を見て初回980円の育毛剤をお試しのつもりで注文した。商品が届いて、同封された書類を見ると「4回分は解約できない」と書かれている定期購入だった。クーリングオフしたい。
(60歳代 男性)

<相談事例2>

スマホの広告に「1回限り」と表示しているのを見て注文。商品が届いて代金を支払ったが、また商品が届いた。送り返したい。
(70歳代 女性)

<アドバイス>

- 注文を確定する前に、定期購入が条件になっていないかを確認し、定期購入が条件の場合、継続期間や支払総額など、契約内容もしっかり確認しましょう。
インターネットでの注文など通信販売の場合、クーリングオフの適用はないため、注意しながら利用しましょう。
- ネット通販の注文画面では、「初回価格」「初回限定」などとお得感を強調した表示に比べ、購入条件が小さく表示されていたり、気付きにくい場所に表示されていたりして、分かりづらいことがあります。画面の隅々まで見るなど注意が必要です。
- 不安に感じたら消費生活センターに相談してください。

北九州市立消費生活センター【ウェルとばた 7F】	☎861-0999
小倉北相談窓口【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南相談窓口【小倉南区役所3F】	☎951-3610
八幡西相談窓口【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

※門司、若松、八幡東各窓口の面談による相談は事前予約が必要となります。
まずは消費生活センター☎861-0999へ電話でご相談ください。

消費者ホットライン☎188(いやや)

(あなたの地域の消費生活センターにつながります。)



まもりん



みもりん